

助成金の使途について

助成対象となる経費 (例)	助成対象とならない経費 (例)
<ul style="list-style-type: none">・ 「収支予算・決算書」に記載のある項目 (事務局経費、コンテンツ作成費、アンケート等の教育効果測定実施費用、印刷・制作費、会場費、設営関係費、機材関係費、通信運搬費、生涯教育等認定費、役割者の謝礼金、役割者およびスタッフの交通費・宿泊費・飲食費等)・ Web 開発・運用費用 (教育事業の実施期間内)・ レンタル費 (教育事業の実施期間内)・ 役割者との事前事後打合せ等に伴う飲食費 (茶菓・弁当・お茶代等)・ 間接経費 (要事前申請)・ 業務委託費 (資料作成・配布・会場運用等)	<ul style="list-style-type: none">・ 申請いただいた教育事業内容以外の費用・ 医療用医薬品製造販売業公正競争規約で定めている“個人費用” (懇親会費、一般参加者の交通費・宿泊費・飲食費 (軽食含む) 等)・ 教育事業に関連しない学会参加費・ 教育事業実施者のための研修受講・オンライン参加費・学会参加費・ 団体の財産となる設備、備品代 (PC やカメラ等)・ 団体の通常運営に係る管理費 (事務所賃貸費、光熱費、恒常的な人件費等)

なお、領収書 (レシート) のご提出は不要です。

ただし、監査対象となった教育事業については、領収書等のご提示をお願いすることになりますので、予めご了承ください。

<参考>

審査に影響を与える可能性のある申請内容

https://www.msd.co.jp/wp-content/uploads/sites/13/2024/09/grant_for_medical_education_project_2023.pdf

2026年4月1日更新